

三木町告示第155号

三木町第2子以降学校給食費補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月25日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第46号

三木町第2子以降学校給食費補助要綱の一部を改正する要綱

三木町第2子以降学校給食費補助要綱（令和5年三木町要綱第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「児童等」を「生徒」に、「三木町立小中学校」を「三木町立中学校」に改め、「児童及び」を削る。

第3条及び第4条第2号中「児童等」を「生徒」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、保護者等が当該年度に支払うべき給食費に対し、学校給食費の全部又は一部に対する補助金のうち就学奨励費等を除く補助金を受けているときは、補助対象額からこれを除く。

第6条本文中「児童等」を「生徒」に、「）、」を「）及び」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（補助金の支給等）

第8条の2 町長は、前条の規定により補助の決定を受けた者（以下「補助決定対象者」という。）に対して、第6条に定める補助額を支給する。ただし、町長が必要と認めるときは、補助決定対象者への支払を介さず関係機関に対して直接支払うことができるものとする。

第9条第1項中「前条の決定を受けた申請者」を「補助決定対象者」に改める。

第10条第1項中「第8条の規定により補助の決定を受けた者」を「補助決定対象者」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。